

ID: 235

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市下水道条例 第26条
例 規 番 号	平成13年条例第138号
【根拠条文】 (使用料の減免) 第26条 市長は、公益上の理由又は規則で定めるほか特別の事情があると認めたときは、第23条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び西東京市下水道条例施行規則第19条の規定による。 (使用料の減免) 第19条 条例第26条に規定する規則で定める特別の事情は、次のとおりとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けていること。 (2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)により児童扶養手当の支給を受けていること。 (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)により特別児童扶養手当の支給を受けていること。 (4) 国民年金法(昭和34年法律第141号)により遺族基礎年金(旧母子福祉年金又は旧準母子福祉年金に係るものに限る。)の支給を受けていること。 (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)により生活支援給付を受けていること。 (6) 世帯全員の市民税が非課税であり、かつ、世帯に次のいずれかに該当する者がいること。 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳を所持する者(障害の程度が1級又は2級と記載されているものに限る。) イ 東京都知事が定めるところにより交付された愛の手帳を所持する者(障害の程度が1度又は2度と記載されているものに限る。) ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者(障害の程度が1級と記載されているものに限る。) 2 前項各号に掲げる事情にある者については、1月について汚水排水量8立方メートル以下の分に相当する使用料を免除する。 3 使用料の免除を受けようとする者は、下水道使用料免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。ただし、その者が東京都給水条例施行規程(昭和33年東京都水道局管理規程第1号)第22条の2に規定する基本料金等免除申請書を提出したときは、その提出をもって下水道使用料免除申請書の提出があったものとみなす。 4 市長は、前項の申請について審査し、その可否を決定したときは、同項ただし書に該当する場合を除き、下水道使用料免除決定通知書(様式第14号)により通知するものとする。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日